

## 生徒心得

この生徒心得は、高校生としての自覚と自主的精神により自らの人格の陶冶をはかり、将来有能な社会人となるための基本的な生活規範の確立を目的とする。

### 1. 学校生活

- (1) 学校生活を有意義に送るために、常に積極的に行動し、自主自立の心を育て地域社会の模範となるような品格のある校風の創造に努めること。
- (2) 正しい言葉遣いと、挨拶の励行により、明るい人間関係を作れるように努力すること。
- (3) 校舎、校具は常に大切に取り扱い、落書きをしたり故意に破損したりしない。校舎内外は常に清潔で美しい環境を保つように努めること。
- (4) 上靴・外靴は明確に区別して記名し、各自の下足箱は常にきれいに整頓すること。  
なおサンダル・スリッパ等は使用しないこと。
- (5) 遅刻・早退・欠席は、必ず担任に届け出ること。
- (6) 始業から放課までは、みだりに校外に出ないこと。必要がある場合は、担任に申し出て許可をうけること。
- (7) 火気・電気・ガス器具は、勝手に使用しないこと。必要があつて使用する場合には、担当教員に申し出て許可をうけること。
- (8) 携帯電話等の使用は、始業から放課まで禁止する。放課後については、HR教室での使用に限ることとする。

## 2. 服装

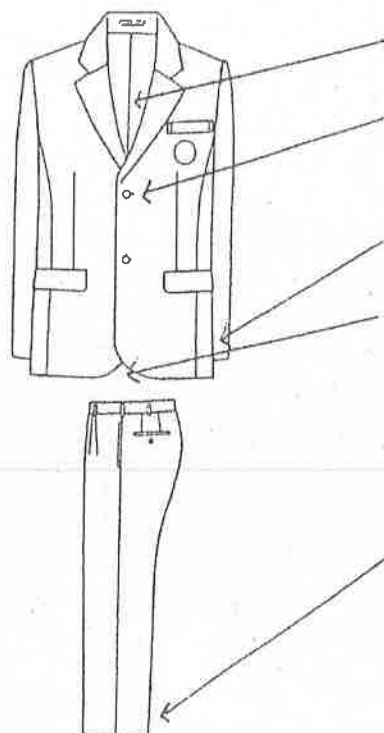
服装は清潔質素であり、品位を失わないように心がけることとし、制服の着用を基本とする。

### (1) 正装

ア. 男子の制服は下図のとおりとする。

①本校指定のブレザーとスラックスを着用する（改造は認めない）

②本校指定のネクタイを着用すること。



ネクタイは正しく着用すること

ボタンは本校指定のものを2個つけること

袖口にも本校指定のボタンを2個つけること

上着の長さを短くしたり変形させないこと

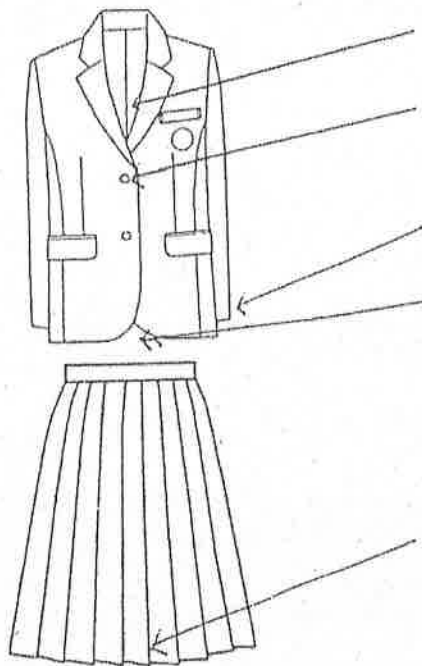
腿幅・裾幅等を変形させないこと

③ワイシャツは本校指定のもの（白）とするが、同型・同色のものであれば市販のものでも可とする（裾はズボンの中に入れて着用する。）

イ. 女子の制服は下図のとおりとする。

①本校指定のブレザーとスカート又は、スラックスを着用する（改造は認めない）。

②本校指定のリボンを着用すること。



リボンは正しく着用すること

ボタンは本校指定のものを2個つけること

袖口にも本校指定のボタンを2個つけること

上着の長さを短くしたり変形させないこと

スカートの長さは膝頭とする。

③ブラウスは本校指定のもの（白）とするが、同型・同色のものであれば市販のものでも可とする（裾はスカートの中に入れて着用する）。

ウ. くつ下

①女子のストッキングは肌色・グレー・黒、ソックスは白・紺・黒色のものとする。

②男子は極端に華美にならないものとする。

エ. 上靴

本校指定のもので、学年により色分けをする。

オ. 外靴

①サンダル等は認めない。

②下足箱に入るものとする。

## (2) 略装

ア. 夏季（6月1日より秋分の日までを目途とする）

①上衣は着用しなくてもよい。

（その際、本校指定のニットベストを着用してもよい。）

②ワイシャツ・ブラウスの代わりに本校指定のポロシャツを着用してもよい。

（同型・同色のものであれば市販のものでも可）

③ネクタイ・リボンは着用しなくてもよい。

イ. 冬季（秋分の日より5月31日までを目途とする。）

正装とし、寒い場合は上衣の中に本校指定のセーター・ベストを着用してもよい

ウ. 常に学習環境に適した服装を心がける。

### (3) 身だしなみ

#### ア. 頭髪

##### ①男子

- ・前髪は目にかからないこと。横髪は、自然に伸ばした状態で耳が半分以上隠れないようにすること。
- ・後髪は、ブレザーの後襟が完全に隠れないようにすること。

##### ②女子

- ・エクステンションや巻き髪を禁止する。
- ・前髪は目にかからないようにすること。

##### ③男女共通

- ・染色およびパーマを禁止する。
- ・ソフトモヒカンやツーブロック、左右非対称やもみあげが極端に長いなどの奇異な（バランスが悪い）髪型を禁止する。

イ. 身だしなみを整えることは大切であるが「化粧」と認められることはしない。

（マニキュア・ネックレス・アクセサリー・オーデコロンなど）又、男子はヒゲを剃り、清潔さを保つ。

#### (4) オーバー・コート類

オーバー・コート類は華美な色、特殊なデザインのものは禁止する。

#### (5) 異装届

止むをえず異装する場合は、あらかじめ担任を通じて生徒指導部に申し出ること。

### 3. 校外生活

- (1) 登下校・外出時等は、身分証明書ならびに生徒手帳を常に携帯すること。
- (2) いかなる場合でもパチンコ店や好ましくない飲食店への出入りは禁止する。
- (3) 家庭で認めない外出・外泊は絶対にしないこと。
- (4) 宿泊をとまなうキャンプ・登山・サイクリング等の場合は、計画書と保護者の承諾書を提出し、承認をうけること。
- (5) アルバイトは所定の届けを学校に提出すること。

### 4. 交友

- (1) 明朗で信義に満ちた交際を心がけ、共に信頼し合い、努力し合える友であるように努めること。
- (2) 友人同士といえども、金銭・物品の貸借は慎むこと。
- (3) 男女の交際は、第三者から疑惑を持ってみられることのないよう保護者の認める品位と節度を保つように努めること。

## 5. 交通道德

- (1) 交通ルールを守り、他人に危害を与えることは絶対にあってはならない。
- (2) いかなる場合でも、無免許運転は絶対にしてはならない。
- (3) 自転車の貸借は、絶対にしないこと。
- (4) 交通事故を起した時、又被害を受けた場合には、すみやかに学校に届け出ること。
- (5) 自転車の整備・点検には、常に心がけること。
- (6) 列車・バス等を利用する場合は、言語・態度に注意し品性と誠実さを失わないように努めること。

## 6. 各種願出・届出

- (1) 願出を必要とするものは、次の通りである。
  - ア. 転学・休学・復学・退学
  - イ. 入寮・退寮
  - ウ. 外泊をともなうグループ単位の旅行（キャンプ・登山等）
  - エ. その他、学校で必要と認めたもの
- (2) 届出を必要とするものは、次の通りである。
  - ア. 本人・保護者の住所の変更
  - イ. 下宿・アルバイト
  - ウ. 近親者の死亡
  - エ. 自転車通学をする場合
  - オ. その他学校で必要と認めたもの